

## 昨年同様約8割の企業で賃金の引上げを検討 ～平成31年「賃金改定に関する経営者意識調査」結果～

市内企業427社を対象に実施した「賃金改定に関する経営者意識調査」（調査期間平成31年1月7日から1月25日、回答数197社・回収率46.1%）の結果をまとめ、最近の賃金関係の動向もあわせて、2月20日に朱鷺メッセで説明会を開催しました。調査結果は次の通りです。

### 「賃金改定見通しについて」

「賃金引き上げを検討する」とした企業割合が、77.7%（前年比▲0.1）となりました。なお、引き上げ率については、「1%程度」とする回答割合が増加し、「2.5%以上」が8.1%（前年比▲3.5）、「2.0%程度とする」が22.9%（前年比▲0.3）となるなど、やや低くなる見通しとなりました。改定しないとした企業は21.8%（前年比+0.1）、引き下げを検討するとした企業はありませんでした。（図1参照）

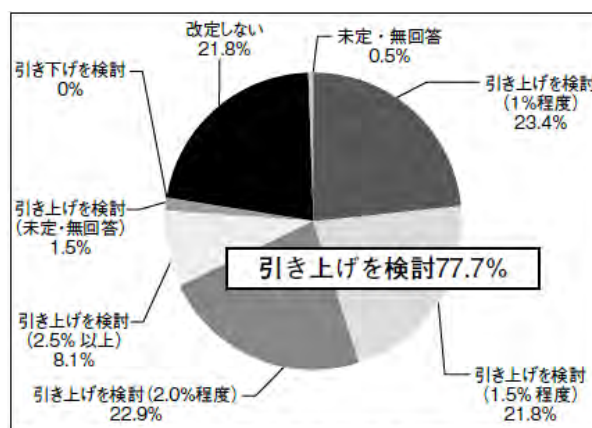


図1 平成31年の賃金改定見通しについて

### 「賃金改定において最も重視すること」（複数回答）

「企業業績」が42.5%（前年比+3.1）、「雇用の確保と定着」が27.1%（前年比+4.1）、世間相場が13.0%（前年比▲0.8）、「労使関係の安定」が10.0%（前年比▲1.8）の順となりました。

### 「人件費負担対策として最も重視する要素について」（複数回答）

「人員配置・作業方法の改善」が前年同様最も多く33.2%（前年比+4.3）、次いで「コスト削減」が29.9%（前年比+4.8）となりました。また、「新製品開発・新規顧客開拓」が11.4%（前年比▲3.0）、「機械設備等の導入拡大による省力化」が13.3%（前年比▲0.8）となるなど、コスト削減や効率化などを図る企業割合が増加しました。（図2参照）

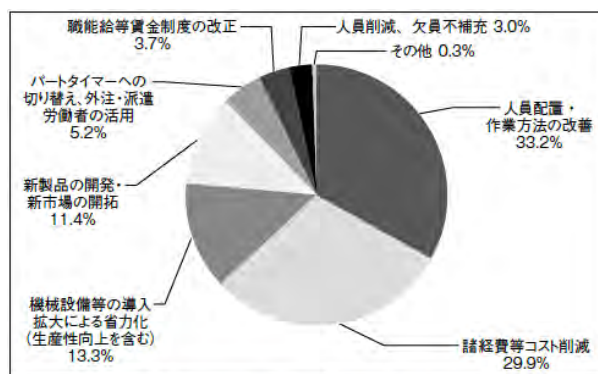


図2 人件費負担対策として最も重視する要素について

社会保険労務士相馬事務所

特定社会保険労務士 相馬 篤哉

☆彡 今月のテーマ 《 長時間労働における労災認定 2 (精神障害編) 》

先月 2 月号では、長時間労働における労災認定 (脳・心臓疾患編) をお話しいたしましたが、長時間労働が原因で発病し労災認定されるのは、脳・心臓疾患だけではありません。仕事におけるストレス (業務による心理的負荷) が関係した「精神疾患」の発症における労災認定も近年増えています。今月は長時間労働における労災認定の精神障害編です。

### ◆ 精神障害の発病 ◆

精神障害は、外部からのストレス (仕事によるストレスや私生活でのストレス) とそのストレスの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限りです。仕事によるストレス (業務による心理的負荷) が強かった場合でも、同時に私生活でのストレス (業務以外の心理的負荷) が強かったり、その人の既往症やアルコール依存など (個体側要因) が関係している場合には、どれが発病の原因なのかを医学的に慎重に判断することになります。

### ◆ 精神障害の労災認定 ◆

精神障害を発病したときに労災として認定される要件は以下のとおりです。

① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること。

認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類「精神および行動の障害」に分類される精神障害です。業務に関連して発病する可能性のある精神障害の代表的なものは、うつ病や急性ストレス反応などです。認知症や頭部外傷などによる障害及びアルコールや薬物による障害は除きます。

② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね 6 ヶ月の間に、「業務による強い心理的負荷」が認められること。長時間労働が「業務による強い心理的負荷」とされる目安としては、

(1) 発病直前の 1 ヶ月におおむね 160 時間以上の時間外労働を行った場合

(2) 発病直前の 3 週間におおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合

(3) 発病直前の 2 ヶ月間連続して 1 ヶ月当たりおおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合

(4) 発病直前の 3 ヶ月間連続して 1 ヶ月当たりおおむね 100 時間以上の時間外労働を行った場合

(5) 心理的負荷がかかった出来事が発生した前後に恒常的に長時間労働 (月 100 時間程度の時間外労働) があった場合【例えば、転勤して新たな業務に従事し (心理的負荷の出来事)、その後月 100 時間程度の時間外労働を行ったなど】

【注意 1】上記時間外労働は、週 40 時間を超える労働時間をいいます。

【注意 2】上記の時間外労働時間は目安であり、この基準に至らない場合でも、労災認定される場合があります。

③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

業務以外の心理的負荷いわゆる「私生活でのストレス」とは、「離婚又は夫婦が別居した」「自分、配偶者及び子が重い病気やケガをした」「配偶者、子、親又は兄弟が死亡した」「多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった」「天災や火災などにあつた又は犯罪に巻き込まれた」などをいい、個体側要因とは、

「精神障害の既往歴」や「アルコール依存状況」などをいいます。業務以外の心理的負荷や個体側要因が発病の原因であるといえるか、慎重に判断していきます。

## ◆ まとめ ◆

精神障害を発症し労災認定を受ける心理的負荷は長時間労働だけではありません。「業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした」「退職を強要された」「職場内でひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」などの出来事があることで精神疾患を発症した場合なども労災認定される可能性があります。従業員さんが受けるストレス（長時間労働を含む）についても目を向けて見ましょう。

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞き下さい！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp> ☆



坂本 光司／さかもと・こうじ

人を大切にする経営学会会長。1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』（かんき出版）など。

## 「がんばるチョコレート工房『ショコラボ』」

神奈川県横浜市の新横浜駅から横浜市営地下鉄ブルーラインに乗車し、10分ほど走った「センター南駅」近くのオフィスビルの1階に、一般社団法人AOHが運営する「ショコラボ」という名の工房がある。

ここは、障がい者の就労継続支援B型の就労移行支援施設（一般型）（※）で、2012年11月に障がい者が働く全国初のチョコレート専門工房としてスタートしている。

この工房で就労している障がい者は、精神障がい者や知的障がい者、さらには重複障がい者など約30人。また彼ら彼女らの就労や生活支援のためのスタッフは、正規・非正規を含めて18人だ。

現代表（理事）は創業者でもある伊藤紀幸氏で、創業のきっかけとなったのは、伊藤さんのお子さんに障がいがあったからだった。もともと大手銀行のエリート行員であった伊藤さんは、子どもの親亡き後を案じ、仲間の支援を得て工房を夫人とスタートしたのである。

障がい者就労継続支援施設で働く障がい者の月給（工賃）は、全国平均で1万5000円程度（1日700円程度）ということもあり、なんとしても、付加価値の高い商品を製造販売し、障がい者の将来の生活を安定させねば……と、チョコレートに注目したのである。

そして販売も、メーカーや流通の下請け型では利幅が薄くなると考え、ネット通販や有名百貨店、ホテルなどの小売店へ直接販売する方式とした。伊藤さんらの苦勞と努力と賛同したチョコレートづくり

のプロの支援もあり、創業以来、今日までほぼ一貫して雇用も業績も伸ばしている。また働く障がい者の月給（工賃）も、業界の倍の3万1000円という。

先日、久方ぶりにチョコレート工房と配送センターを訪問させていただいたが、皆、自信に満ち満ちた顔で黙々とチョコレートをつくっていた。伊藤さんから「皆に一言……」といわれたので、筆者は「いつもおいしいチョコレートをつくってくれてありがとう。これからも、ほっぺたが落ちるほどおいしい、すてきなチョコレートをつくり続けてください」と、お礼を言った。

余談ではあるが、その折に一人の女性社員を紹介された。その女性社員は、東京工業大学の博士課程を修了し博士号を持った方で、ショコラボの存在と活動を知り著名な大手企業を退職し、同法人に入社したという。こうした若い社員の行動を見ると、今や企業の「物的価値」などではなく、真の「社会的価値」を若い人々は求めているといえるだろう。

※就労継続支援B型施設とは、障がいや難病のある方のうち、年齢や体力などの理由から、企業などで雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービス。障害者総合支援法に基づく福祉サービスの一つで、比較的簡単な作業を短時間から行うことが可能で、年齢制限はなく、障がいや体調に合わせて自分のペースで働くことができ、就労に関する能力の向上が期待できる。事業所と雇用契約を結ばないため賃金ではなく、生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われる。



万代くんとつばさくんの  
「ロダン・タイムズ」  
税理士：八百板 誠

重大な発表があります  
ロダン・タイムズ終了となります  
理由は、40代に遠いと思った  
「還暦」を迎えるため

ぼーっと生きてない14年でした！

平成17年春、新潟商工会議所の『商い情報便』がスタートし、毎月休まず利用してきました。

E-mail 通信にも同様に掲載してきました。

新元号となる5月、ロダン君は還暦を迎えます。「ここで筆を休めてはどうか」と、天のお告げがありました。

突然ですが、『ロダン・タイムズ』は、今月号で終了となります。

長い間、ご愛読ありがとうございました。今月号は、思い出を語る特別号とします。

### （その1）ロダン・タイムズの前期 ～創刊から30号まで～

「毎月、事業に役に立つことは何かないか」と、楽しみながらも苦しんで、なぞなぞ・とんちを駆使して、紙面作りを行っていました。締め切りに苦しんだときもありました。思い出のとんち・なぞなぞお金を残すには・・・お母さんのおこづかい算式。自己株式の額面と利益（個人なら総合課税）に分ける仕組み・・・なぞなぞで解説

### （その2）ロダン・タイムズの中期 ～31号から82号まで～

この時期から、シリーズ編に突入しました。テーマの多くは、『事業承継』

一年をかけてのロングシリーズです。

『招き猫ボウリング』1フレでは「覗き見」。つまり、他社の決算書を盗み見て、事業承継がし易い決算書項目を探しました。

6フレでは、二王子岳登山で「ゆずり葉」の特性から、親の事業承継を考えたりしました。

10フレでは、若奥様が登場。家庭でのミカンの剥き方から、入社の心構えを知りました。

『クイズ【すごろく魂】グランプリ』では、回答者に①若手社長②ベテラン社長③金庫番の奥様を迎え、

第2問「理想の貸借対照表を四国から学べ」

面積から香川県が負債県？なら高知県は？

第8問「口元経営は奥が深い」

同窓会に参加し、4つの口元経営を考えつく。

①同窓会では直ぐに打ち解け合う。 ②自慢・見栄の口元 ③我慢・不平のない口元 ④嘘をつかない口元

若手社長の正解に、ベテラン社長から75%埋蔵金をもらい、残り25%の埋蔵金は、ベテラン社長夫婦が退職金としてもらいました。

今思い返しても、毎日の出来事から、「事業承継ネタ」をよく拾い続けたと思います。

### （その3）ロダン・タイムズの後期 ～83号から先月号まで～

「先生のとんち、中々解けません。」とある方から言われ、「それならば、くだけた情報提供」少しだけ、旅行、温泉、居酒屋の始末記を書いてみようと思ったら、ずっと続きました。

83号 旅初回では、群馬県の桐生ヶ丘公園を紹介。昭和感の「動物園と遊園地」です。

その後は、VS方式にて、旅先を紹介。

泥湯温泉（秋田）VS鉛温泉（岩手）

高速道路についての記事も多かった。ループ走行。ご存知ですか？

また、富士山のご来光登山では、山小屋での行動が全て高山病を誘発する行動ながら、見事、ご来光を拝むことができました。

×山小屋に早く着く ×夕食のアルコール ×することなく寝ていた

○20時頃到着 ○休憩は、体育座り（膝替え）

温泉（飲泉の旅シリーズ） 福島の鷺倉温泉、兵庫の有馬温泉、秋田の玉川温泉など訪問。

特別名勝シリーズもありました。沖縄からはじまり、京都は特別名勝が多く、寺院巡りへ。

『ちょい旅シリーズ』では、居酒屋探訪家太田和彦さんのお勧めの全国の居酒屋を探訪。酒田の「久村の酒場」で、あこがれの太田さんとの記念写真を撮れました。

最後の1年は、ミシュランガイドの「ピプグルマンの旅」を連載。愛媛県の、さざん（サザンオールスターズ音楽のお店）や、いよ翁（あの翁グループ）など、ミシュランならではの店舗紹介に驚かされました。京都の「餃子の歩兵」、東京大塚の「鳴龍」などは、マスコミ登場前から訪問できました。

### （その5）ここまでやってこれたのは・・・

「ロダン・タイムズを読んでいますよ。」時折声をかけられることがありました。特に嬉しかったのは、「あなたの応用力が記事に現れていますね。」と言われたとき。

毎月末の締め切りまでに何を書こうか、常にアンテナを張り、多くの経験ができたのも皆さんの声があったからです。

また、どこかで次のロダン君が登場できますように。

## 業況DIは、横ばい圏内の動き。先行きも不透明感から、慎重な見方変わらず

2月の全産業合計の業況DIは、▲18.1と、前月から▲2.1ポイントの悪化。民間工事を中心とする建設業の底堅い動きに加え、インバウンド需要が堅調に推移したものの、根強い消費者の節約志向により売上が伸び悩んだ飲食・宿泊業を中心に、サービス業の業況感が悪化した。また、暖冬に伴う農産物の出荷量増加・価格下落により、卸売業の業況悪化を指摘する声が聞かれた。深刻な人手不足の影響拡大や原材料費の高止まりによる収益圧迫が中小企業のマインドを下押ししており、景況感には鈍さが見られる。

先行きについては、先行き見通しDIが▲16.0（今月比+2.1ポイント）と改善を見込むものの、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。個人消費の拡大やインバウンドを含めた観光需要拡大、補正予算の早期執行への期待感がうかがえる。他方、人手不足の影響の深刻化や、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁遅れ、貿易摩擦の激化、世界経済の動向、消費増税の影響など不透明感が増す中、中小企業の景況感には慎重な見方が続く。

詳細は、日商ホームページ（<https://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html>）を参照。

## ▶▶ 日商の動き

### 東日本大震災からの確実な復興・創生に向けた要望

### 一元的支援体制の継続を、渡辺大臣に要望書手交



左から橋副大臣、渡辺大臣、三村会頭、鎌田会長、高橋代表

日本商工会議所は2月21日、「東日本大震災からの確実な復興・創生に向けた要望～復興・創生期間の終了を見据えた支援と自立した地域経済の再生に向けて～」を取りまとめ、政府など関係各方面に提出した。2月28

日には、日商の三村明夫会頭、東北六県商工会議所連合会の鎌田宏会長（仙台・会頭）、東日本大震災沿岸部被災地区商工会議所連絡会の高橋隆助代表（原町・会頭）が復興庁に渡辺博道大臣を訪ね、要望書を手交した。

同要望書では、10年間と定められている復興・創生期間が残り2年余りとなっていることから、復興目標の完遂に向け、復興・創生期間後も省庁横断的で一元的な対応を可能とする支援体制の継続などを求めている。

渡辺大臣は、復興庁の後継組織に関して、「安倍首相から、各省庁の総合調整と司令塔的役割を担い、政治的責任とリーダーシップを発揮する組織を検討するよう指示があった」とコメント。後継組織については、今後、検討を進めていく考えを示すとともに、「いただいた要望事項は、引き続き実現に向けて取り組んでいきたい」と述べた。

## ▶▶ 行政等からのお知らせ

【2019年度新潟市食文化創造都市推進プロジェクト募集 2019年4/15(月)締切】

新潟市食文化創造都市推進会議では、食を生かした創造的なまちづくりを推進するため、会員が実施する取り組みで、新潟市の食文化や食に関する産業の新たな魅力や価値を生み出す事業に対し助成を行っています。

現在、2019年度の新潟市食文化創造都市推進プロジェクトを募集しております。締切は2019年4月15日(月)です。今回の重点テーマは、「新潟市から食のイノベーションを」、「新潟から世界へ～食による交流人口の拡大～」です。詳しくは、当事務局のホームページをご覧ください。(下記QRコードからもアクセスできます。)

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト HP  
<http://www.niigata-shokubunka.com/project/>



【お問合せ先】：新潟市食文化創造都市推進会議事務局（新潟市 農林水産部 食と花の推進課内）  
電話 025-226-1802 E-mail info@niigata-shokubunka.com